# 東京大学(駒場 I)図書館(Ⅱ期) 整備等事業

基本協定書(案)

令和5年9月15日 国立大学法人東京大学

# 東京大学(駒場Ⅰ)図書館(Ⅱ期)整備等事業に関する基本協定書(案)

東京大学(駒場 I)図書館(II期)整備等事業(以下「本事業」という。)は、既存の駒場図書館(以下、「図書館(I期)」という。)に新たな図書館部分(以下、増築部分を「図書館(II期)」といい、完成後の両施設を合わせて「本施設」という。)を増築(設計・建設)した後、大学に当該施設の所有権を引渡し、事業期間中に係る本施設の維持管理、付帯事業を実施するものである。

国立大学法人東京大学(以下「甲」という。)と〔※入札参加グループ名を記載〕を構成する代表企業としての●●(以下「代表企業」という。)、構成員としての●●及び●●(以下「構成員」という。)並びに協力会社としての●●及び●●(以下、代表企業及び構成員と併せて「乙」と総称する。)は、本事業に関し、以下のとおり、基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

#### (目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、図書館(II期)の設計、建設(図書館(I期)との接続工事及び既存遡及改修工事を含む。)、工事監理、本施設の維持管理、付帯事業及び以上にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項に関する契約(以下「事業契約」という。)を、代表企業及び構成員の設立する本事業の遂行者となる特別目的会社(以下「事業予定者」という。)と甲とが締結し、本事業を円滑に実施するための基本的事項を定めることを目的とする。

## (当事者の義務)

- 第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に 対応しなくてはならない。
  - 2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本事業の入札手続における審査会及び甲 の要望事項を尊重しなくてはならない。

#### (事業予定者の設立)

- 第3条 代表企業及び構成員は、本基本協定締結後、事業契約の締結日までに、事業予定者を設立し、設立登記後速やかに、その定款、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び代表者の印鑑証明書(以下「定款等」という。)を甲に提出するものとする。また、その後事業予定者の定款等が変更された場合、代表企業及び構成員は変更後の定款等を速やかに甲に提出するものとする。但し、代表企業及び構成企業は、合理的な理由なく、事業予定者の定款等を変更させてはならないものとする。
  - 2 代表企業及び構成員は、必ず事業予定者に出資しなければならないものとし、かつ、事業予定者の設立から事業契約に基づく事業予定者の全ての義務が消滅するまで、代表企業

及び構成員は以下の事項を遵守することを誓約する。

- 一 代表企業及び構成員が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の 2分の1を超える状態を維持すること。
- 二 代表企業及び構成員以外の事業予定者の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- 3 第1項の場合、代表企業及び構成員は、以下の各号に従って、事業予定者を設立するものとする。
  - 一 事業予定者は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社 法」という。)に定める株式会社とする。
  - 二 事業予定者の資本金は、乙が本事業の入札手続において甲に提出した本事業の実施に 関する提案書類(以下「企画提案書」という。)に示された金額以上とする。
  - 三 事業予定者を設立する発起人には、企画提案書に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
  - 四 事業予定者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。
  - 五 事業予定者の定款には、会社法第107条第1項第1号イに定める事項についての定めをおくものとし、同号口に定める事項及び同法第140条第5項但書に定める事項についての定めを置いてはならない。
  - 六 事業予定者の定款には、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、会社法第10 8条第2項各号に定める事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第109条第 2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
- 4 代表企業及び構成員は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業期間が終了するまで、事業予定者に定款の変更、事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式交付、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

#### (株式の譲渡)

- 第4条 代表企業及び構成員は、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他 の処分を行う場合、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。
  - 2 代表企業及び構成員は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、かか る譲渡の際の譲受人をして、別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書又は別紙2記載の 様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。
  - 3 代表企業及び構成員は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した 場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

## (業務の委託、請負)

第5条 代表企業及び構成員は、事業予定者をして、図書館(Ⅱ期)の設計業務を●に、建設 業務を●に、工事監理業務を●に、本施設の維持管理業務を●に、それぞれ委託し若しくは 請け負わせ、又は自ら受託し若しくは請け負うものとする。

2 前項により事業予定者から図書館(Ⅱ期)の設計、建設、工事監理及び本施設の維持管理に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

#### (事業契約)

- 第6条 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和6年3月●日までに、甲と事業予定者との間で、 事業契約を締結せしめるものとする。
  - 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。
  - 3 代表企業及び構成員は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する代表企業及び構成員以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。
  - 4 甲は、事業契約の締結がなされる前に乙を構成するいずれかの企業に以下の各号に定める事由が生じた場合には、事業契約を締結しないことができる。
    - 一 本事業の入札手続に関し、乙を構成するいずれかの企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含み、以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
    - 二 本事業の入札手続に関し、乙を構成するいずれかの企業又はその役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号。その後の改正を含み、以下「刑法」という。)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
    - 三 前二号に規定するもののほか、本事業の入札手続に関し、乙を構成するいずれかの企業又はその役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
  - 5 甲は、事業契約の締結がなされる前に乙を構成するいずれかの企業のいずれかに以下の 各号に定める事由が生じた場合には、事業契約を締結しないことができる。
    - 一 乙を構成するいずれかの企業の役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者等をいう。以下同じ。)が暴力団員(東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日条例第54号。その後の改正を含み、本条において以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
    - 二 暴力団(条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が乙を 構成するいずれかの企業の経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - 三 乙を構成するいずれかの企業の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図

る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- 四 乙を構成するいずれかの企業の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 乙を構成するいずれかの企業の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

## (準備行為)

- 第7条 乙は、事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の 費用と責任において、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要か つ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
  - 2 乙は、事業予定者の設立に際して、その設立以前に乙が行った準備行為及び前項の甲の 協力の結果を事業予定者に引き継ぐものとする。

## (事業契約不調の場合の処理)

- 第8条 甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認する。
  - 2 乙の責に帰すべき事由により甲と事業予定者が事業契約の締結に至らなかった場合(第 6条第4項及び第5項の場合を含むが、これらの場合に限られない。)には、甲が本事業 の準備に関して既に支出した費用は、乙が負担するものとする。

#### (談合等不正行為があった場合の措置)

- 第9条 第6条第4項のいずれかの事由が生じた場合には、事業契約の締結の有無又は解除の有無にかかわらず、乙は連帯して甲の請求に基づき、落札価格(事業契約締結後は事業契約における契約金額(契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。))の100分の5に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 2 前項の規定にかかわらず、第6条第4項各号のいずれかの事由により甲に生じた損害の 額が前項に規定する違約金の額を超える場合には、甲は、乙に対し、その超過分につき賠 償を請求することができ、乙は連帯して、当該賠償金を甲の指定する期間内に支払わなけ ればならない。
  - 3 前2項に基づき甲が乙に対して違約金又は損害賠償を請求する場合において、同一の事 由に関して事業契約に基づき甲が事業予定者から受領した違約金又は損害賠償金があると きは、乙は、事業予定者が甲に支払った合計金額を控除した額を支払えば足りるものとす

る。

## (反社会的行為があった場合の措置)

- 第10条 第6条第5項各号のいずれかの事由が生じた場合には、事業契約の締結の有無又は 解除の有無にかかわらず、乙は連帯して、甲の請求に基づき、事業契約における落札価格 (事業契約締結後は事業契約における契約金額(契約金額の変更があった場合には、変更後 の契約金額。))の100分の5に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払 わなければならない。
  - 2 前項の規定にかかわらず、第6条第5項各号のいずれかの事由により甲に生じた損害の 額が前項に規定する違約金の額を超える場合には、甲は、乙に対し、その超過分につき賠 償を請求することができ、乙は連帯して、当該賠償金を甲の指定する期間内に支払わなけ ればならない。
  - 3 前2項に基づき甲が乙に対して違約金又は損害賠償を請求する場合において、同一の事由に関して事業契約に基づき甲が事業予定者から受領した違約金又は損害賠償金があるときは、乙は、事業予定者が甲に支払った合計金額を控除した額を支払えば足りるものとする。

#### (遅延利息)

第11条 乙が前二条に定める違約金その他本協定に基づき負担する債務を甲の指定する期間 内に支払わない場合には、乙は連帯して、当該期間を経過した日(同日を含む。)から支払 を行った日(同日を含む。)までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する 遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払 わなければならない。

#### (秘密保持)

第12条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の 承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用し ないことを確認する。但し、相手方から情報を受領した時点で自ら保有していたもの、相 手方から情報を受領した時点で公知であったもの、相手方から情報を受領した後自らの責 めによらないで公知となったもの、相手方から情報を受領した後正当な権利を有する第三 者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、秘密保持義 務の対象から除くものとする。また、裁判所その他の公的機関により開示が命じられた場 合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的な範囲内で乙と同様の守秘義務を負 わせた上で金融機関に対して開示する場合及び甲が法令等に基づき開示する場合は、この 限りではない。

## (本基本協定の有効期間)

- 第13条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約に定める事業期間の終 了日までとする。但し、事業契約の締結に至っていない場合において、事業契約の締結に 至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知したときは、当該通知の日までとする。
  - 2 本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第8条から第11条、本条並びに次条及び 第15条の規定の効力は存続する。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、事業契約に基づく事業予定者の義務が全て消滅する までの間、事業予定者を存続させ、本協定も事業予定者が存続する間は有効とする。

## (協議)

第14条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解 釈に関して疑義を生じた場合には、その都度、甲及び乙が協議の上、これを定める。

#### (準拠法及び管轄裁判所)

第15条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の 紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

# 令和6年●月●日

甲 国立大学法人東京大学 総 長 藤井 輝夫 代理人 東京都文京区本郷七丁目3番1号 国立大学法人東京大学 施設部長 齋藤 幸司

# 乙 (代表企業)

住所

商号

代表者

# (構成員)

住所

商号

代表者

# (構成員)

住所

商号

代表者

# (協力会社)

住所

商号

代表者

## 別紙1 出資者保証書の様式

令和6年3月●日

国立大学法人東京大学 総 長 藤井 輝夫 殿 代理人 国立大学法人東京大学 施設部長 齋藤 幸司 殿

## 出資者保証書

国立大学法人東京大学(以下「大学」という。)及び [ ] (以下「事業者」という。)と間で、令和6年3月●日付で締結された東京大学(駒場 I) 図書館(II 期)整備等事業事業契約書(以下「本契約」という。)に関して、[※入札参加グループ名を記載]の構成員である●会社、●会社及び●会社(以下「当社ら」と総称します。)は、本日付をもって、下記の事項を大学に対して連帯して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、令和6年●月●日に、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含む。) 上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の議決権の総数は●個であること。
  - (2) 当社らの保有する事業者の議決権の総数は●個であり、そのうち●個は●会社が、●個は●会社が、●個は●会社がそれぞれ保有すること。
  - (3) 当社らが保有する議決権の合計割合が事業者の総株主の議決権の2分の1を超えていること。
  - (4) 当社ら以外の事業者の株主の議決権保有割合が出資者中最大ではないこと。
- 3 事業者が、本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を大学に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、当該契約締結後速やかに大学に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

住所

商号

代表者

住所

商号

代表者

住所

商号

代表者

住所

商号

代表者

## 別紙2 誓約書の様式

令和6年3月●日

国立大学法人東京大学 総 長 藤井 輝夫 殿 代理人 国立大学法人東京大学 施設部長 齋藤 幸司 殿

# 誓約 書

国立大学法人東京大学(以下「大学」という。)及び〔 〕(以下「事業者」という。)と間で、令和6年3月●日付で締結された東京大学(駒場 I)図書館(II期)整備等事業事業契約書(以下「本契約」という。)に関して、当社は、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の議決権の数は、●個であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し大学に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に書 面で大学に通知し、その承諾を得ること。

以上

住 所 商 号 代表者